



2月分まで(届出順・敬称略)

戸籍の窓

赤ちゃん



ながた めいちゃん



うめだ ここなちゃん



くらたに たくとちゃん



名前	性別	保護者	住所
倉谷 拓	男	祐浩・久栄	竹原
梅田 心菜	女	雅之・千恵	鳴鹿山鹿
坪川 聖希	男	隆幸・美紀	東古市
竹田 結月	女	稔・恵子	けやき台
渡辺 結月	男	孝行・亮子	谷口
山本 美里	女	光夫・宏美	上浄法寺
永田 芽唯	女	一雄・志津	松岡志比堺
坪田 颯時	男	昌宗・康子	京善
山本 珠音	男	泰広・ますみ	松岡春日3
堤 慎之輔	男	照美・祐子	松岡湯谷
山田 慧	男	学・真奈美	松岡松ヶ原3
小坂 春登	男	利幸・美沙恵	松岡越坂2
新住所	名前	旧住所	
市野々	渡邊 浩隆	市野々	
鳴鹿山鹿	橋 愛美	石川県	
松岡葵1	眞榮里幹夫	鳴鹿山鹿	
浅見	西野 絵美	石川県	
	根来 一美	松岡葵1	
	中谷 恵一	松岡吉野堺	
	土肥 悦子	坂井市	
		浅見	



ご卒園おめでとう!  
町内の各幼稚園・幼稚園では、  
卒園式が行われました

お詫びと訂正

広報永平寺3月号におきまして次のとおり誤りがありました。  
P.12 赤ちゃん  
(誤) 珠延・正延 珠延  
(正) 珠延・正延 珠延  
ご迷惑をおかけしましたことをお詫びし、訂正申し上げます。

名前	性別	住所
坪田 勝人	男	松岡春日1
山田 巖	男	藤巻
長谷川教圓	男	東古市
竹澤 春子	女	鳴鹿山鹿
清水キヨ子	女	松岡志比堺
前田 進	男	飯島
反保千代子	女	中島
加藤 喜重	男	光明寺
山本ハナイ	女	けやき台
辻岡 一雄	男	松岡春日2
貝吹 宗治	男	けやき台
河原たかの	男	浅見

**永平寺町合併1周年記念事業**

平成18年2月13日に誕生した新・永平寺町の1周年を祝う式典ならびに記念事業を実施します。一人ひとりの町民が、いきいきとまちづくりに参画していただくことを願い開催するものです。皆さまのご来場を心からお待ち申し上げます。

《日時》 4月22日(日) 13:00~  
《会場》 上志比文化会館サンサンホール

・式典 「永平寺町民指標」「町の木」「町の花」の発表、アトラクションなど  
・記念講演 「自然の恵みとくらす」  
講師 ハヶ岳倶楽部代表 柳生 真吾 氏

**まちの人口** (推計)  
3月1日現在 (前月比)

合計	20,664人	(△ 5)
男	10,001人	(△ 9)
女	10,663人	(+ 4)
世帯数	6,903世帯	(△ 4)



「永平寺西IC~永平寺東IC」開通!!

3月17日(土)午後4時、中部縦貫自動車道永平寺大野道路のうち永平寺西IC~永平寺東IC間約1.6kmが開通しました。越坂トンネルの約1.8kmを含めると、福井方面からの通行可能距離が約3.2kmとなります。

CONTENTS

- 中部縦貫自動車道開通 ..... 2
- まちかどショット ..... 3
- 教えて!!介護保険 ..... 4
- くらしの情報 ..... 8
- 戸籍の窓 ..... 14

**4月号**  
No.15  
平成19年4月6日発行

TEL 0776(61)1111 FAX 0776(61)2434  
URL <http://www.town.eiheiji.jp>  
E-mail [kikaku@town.eiheiji.jp](mailto:kikaku@town.eiheiji.jp)



ステキなジャズコンサート&講演会

2月18日、永平寺町緑の村ふれあいセンター多目的ホールにおいて、「ステキなジャズコンサート&講演会」が開催されました。

この日は、夫婦で訪れたかたも多く日本を代表するジャズ演奏者「白井淳夫Swingin' Band」による、ステキなジャズコンサートに耳を傾けていました。

コンサートの後は、橋詰武宏氏（仁愛大学人間学部教授）による「コミュニケーション社会について」の講演も行われ、来場者は興味深くまた時折笑い声をあげて聞き入っていました。



サケの旅立ち

3月4日、九頭竜川資料館近くの永平寺川でサケ稚魚の放流会「サケ旅立ちのつどい」が行われました。

この日は天候にも恵まれ、多くの参加者が放流を行いました。

資料館では、秋に永平寺川でサケを捕獲し取り出した卵を人工授精し、誕生した稚魚を里親校に飼育をお願いしていました。今回はその稚魚や資料館で飼育されていた稚魚約4,100匹が放流されました。



男女共同参画いきいき講座

3月7日、永平寺開発センターにおいて「男女共同参画いきいき講座」が開催されました。

町男女共同参画室では男女共同参画の町民への普及推進を図るため、松岡、上志比地区で公民館講座を実施し啓発向上を図ってきました。今回は永平寺公民館との共催で、永平寺公民館区高齢者学級のかたを対象に行われました。

講演会で講師山品弘子氏は①たわりの言葉、よ②こびの言葉、③げましの言葉について話され、この「いろはの言葉が社会において人と人との関係や心が豊かにしていく」とおっしゃっていました。



春節祭 in 永平寺町

2月18日、中国の旧正月・春節を祝う「春節祭 in 永平寺町」が永平寺町国際文化交流協会と永平寺町日中友好協会の共催により御陵公民館において開催されました。

両協会の会員や地元に住む外国人のかたなど予想を超える100人以上が参加しました。

春節祭では、音楽コンサートやインターナショナル素人演芸大会、お楽しみゲーム大会などが行われ、参加者たちは親睦を深めました。

今日は楽しいひな祭り

3月2日、町内の各幼稚園、幼稚園で「ひな祭り会」が開催されました。



上志比幼稚園では、地元のおじいちゃん、おばあちゃんを招待して行われました。元気な園児たちの太鼓や踊りを目の前に、おじいちゃん、おばあちゃんたちの顔もほころんでいました。



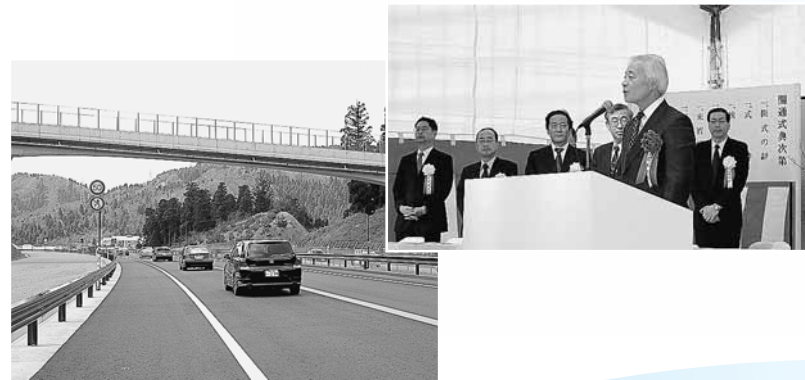
東幼稚園では、「はとぼっば会」のかたがたを招待して行われました。この日は、ピアノ講師を招いて「リミック音楽会」が行われ、演奏を聴きながらみんな一緒に楽しい時間を過ごしていました。

中部縦貫自動車道 永平寺大野道路 永平寺西ICと永平寺東IC間

3月17日開通!!



中部縦貫自動車道 永平寺大野道路永平寺西ICと永平寺東IC間が開通しましたことを心からお慶び申し上げます。さて、中部縦貫自動車道 永平寺大野道路は永平寺町と奥越、福井市を結ぶ観光・産業道路であり、当区間は通勤・通学など重要な生活道路であります。このたび、国土交通省ならびに福井県のご尽力により工事が完成し、交通混雑の緩和、安全で安心できる交通の確保がされました。これも、ひとえに地権者の皆さまをはじめ地元関係者ならびに関係各位のご協力によるものと深く感謝申し上げます。そして、この道路が永平寺町ならびに福井県の観光・産業経済の発展に大きく寄与することを願っております。（開通式典のあいな）



永平寺緑の村 ふれあいセンターにて開通記念祝賀会

祝賀会会場では、地元の龍童太鼓で出迎え、青山ハーブ・フルートの演奏および地元愛好会によるそば打ちの実演が催され、会場を盛り上げていただきました。



地元郷土料理コーナー



永平寺そば手打ち実演



祝賀会

みんなの力で早期開通 中部縦貫自動車道



全線早期開通のため、啓発看板、懸垂幕を設置し早期開通を目指します!

中部縦貫自動車道早期開通 図画ポスターコンクール表彰者



最優秀賞 松岡中学校 1年 高溝健太郎さんのポスター



最優秀賞 松岡小学校 6年 蛇淵里佳さんのポスター

- 【中学校の部】  
 《最優秀賞》  
 松岡中学校 1年 高溝健太郎  
 《優秀賞》  
 上志比中学校 2年 鈴木 大智  
 上志比中学校 2年 赤井 梨香
- 【小学校の部】  
 《最優秀賞》  
 松岡小学校 6年 蛇淵 里佳  
 《優秀賞》  
 松岡小学校 6年 神保 真琴  
 松岡小学校 6年 濱田加代子  
 御陵小学校 5年 戸枝カール  
 志比小学校 6年 坂本 葵  
 志比南小学校 5年 酒井 美穂 (敬称略)

### Q3 年度の途中で65歳になるのですが…

65歳になる月（1日が誕生日の場合はその前月）分から第1号被保険者分の保険料を納めていただきます。この場合は、すぐには年金からの天引きとならず、納付書で納めることとなります。また、64歳までの第2号被保険者分の保険料とは重複いたしません。

### Q4 保険料の納め方について教えてください。

納め方については、普通徴収と特別徴収の2とおりに分かれております。

#### ◎普通徴収（納付書・口座振替で納入）

保険料の年額を7月から翌年2月までの8回に分けて納付書により納めていただきます。  
（口座振替依頼書を出されているかたは、口座から振替いたします）

#### ◎特別徴収（年金から天引き）年金が年額18万円以上（月額1万5千円以上）のかた

偶数月（4・6・8・10・12・2月）に支払われる年金から、2ヶ月分の介護保険料が差し引かれます。

・**仮徴収**：4月・6月・8月期は前年度の介護保険料2月分と同額を天引きします。（当年度の町民税の賦課が行われる月が毎年6月となるため、課税状況が決定された段階において保険料が決定するため）この3回を仮徴収といいます。

※前年度普通徴収のかたは、前年度介護保険料年額を勘案し計算されておりますので、2月分の保険料とは異なります

・**本徴収**：10月以降の保険料は、町民税課税状況などにに基づき決定した保険料の年額から仮徴収した保険料を差し引いた残りの金額を10月・12月・2月期の3回に振り分けて納めていただきます。この3回を本徴収といいます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	第1期 仮徴収		第2期 仮徴収		第3期 仮徴収		第4期 仮徴収		第5期 仮徴収		第6期 仮徴収	
普通徴収				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

※保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて保険給付に制限を受けますので、納め忘れのないようにお願いします。また、保険料の督促手数料が、督促状1通につき50円かかりますので、期限内にお納めください

お申し込み・お問い合わせ 福祉保健課 介護保険担当 ☎64-2211

## ご寄付ありがとうございました！！

永平寺町在住の中村継夫さん・前田利丸さんが、共同で撮影し出版した「空の散歩、永平寺町。」を寄付してくださいました。

この写真集は写真撮影が趣味の中村さんが、数年前から前田さんが操縦する自己所有のセスナ機で、普段私たちが目にすることのできない上空から町内すべての集落を撮影した大変すばらしいものです。

この写真集は各中学校生196人と各小中学校などに配布されました。



## 65歳以上（第1号被保険者）のかたの介護保険料の納付について

皆さんの保険料が、まちの介護を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。



### Q1 平成19年度介護保険料の算定は？

介護保険料の算定については、下記「介護保険料の算定について」をご覧ください。

#### 平成19年度介護保険料の算定について

段階	対象者	基準額に対する増減割合	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税のかた	基準額×0.25	11,100円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.50	22,200円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しないかた	基準額×0.75	33,300円
第4段階 (基準額)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税のかた	基準額×1.00	44,400円
	第1・2段階からの激変緩和措置の対象者	基準額×0.83	36,860円
	第3段階からの激変緩和措置の対象者 激変緩和措置対象者以外の者	基準額×0.91 基準額×1.00	40,410円 44,400円
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満のかた	基準額×1.25	55,500円
	第1・2段階からの激変緩和措置の対象者	基準額×1.00	44,400円
	第3段階からの激変緩和措置の対象者 第4段階からの激変緩和措置の対象者 激変緩和措置対象者以外の者	基準額×1.08 基準額×1.16 基準額×1.25	47,960円 51,510円 55,500円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上のかた	基準額×1.50	66,600円

※ (1) 永平寺町の基準額=3,700円（月額）×12ヶ月=44,400円  
(2) 合計所得金額…地方税法（第292条第1項第13号）に規定する合計所得金額

### Q2 上記の表にある介護保険料の激変緩和措置とは？

平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により介護保険料の保険料段階が上昇するかたについては、急激な負担増にならないよう、保険料を平成18年度からの2年間で段階的に引き上げる経過措置を講じております。次のかたが対象となります。

①税制改正により町民税課税となったかたのうち、平成17年1月1日において65歳に達しているかた（昭和15年1月2日生以前）で、かつ平成17年の合計所得が125万円以下のかた

②税制改正により町民税非課税となったかたのうち次のいずれの条件を満たすかた

- ・①のかたと同一の世帯に属する第1号被保険者
- ・同一の世帯に①のかた以外の課税者がいないかた
- ・平成17年1月1日現在において65歳以上のかた

図書館だより



新着図書のご案内

一般図書

- 『日本全国おもしろユニーク博物館・記念館』 新人物往来社
- 『心の人れかえ方』 阿奈 靖雄
- 『教科書が教えない歴史有名人の晩年と死』 新人物往来社
- 『東海・北陸・信州「道の駅」オールガイド』 ウイル
- 『元刑事が明かす警察のウラの掟』 北芝 健
- 『凶解 離婚のための準備と手続き』 鈴木 幸子
- 『下流志向』 内田 樹
- 『不都合な真実』 アル・コア
- 『病気になるない生き方』 ② 新谷 弘実
- 『英国式の節約術』 佐藤 よし子
- 『臼州次郎・正子の食卓』 牧山 桂子
- 『フレーム対応の基本が』
- 『面白いと身につく本』 舟橋 孝之
- 『新・買ってはいけない』 4 垣田 達哉
- 『逃亡日記』 吾妻 ひでお
- 『絵でみる漢字のルーツ』 小原 俊樹
- 『揺れ動くニホン語』 田中 章夫
- 『父・藤沢周平との暮し』 遠藤 展子
- 『私のスフレ』 林 真理子
- 『ひとり日和』 青山 七恵
- 『子育て侍』 佐伯 泰英
- 『若狭・城崎殺人ルート』 西村 京太郎
- 『あなたになら言える秘密のこと』 藤井 清美
- 『夜は短し歩けよ乙女』 森見 登美彦
- 『遙かなる大和 上・下』 八木 荘司
- 『無銭優雅』 山田 詠美
- 『夢を与える』 綿矢 りさ
- 『児童図書』
- 『自分って、なに?』 オズカー・ブルライエ
- 『ほくはアメリカを学んだ』 鎌田 遵

子ども読書の日記念行事 『おはなし会とパネルシアター』

◇おはなし  
・びんぼうごびと(ウクライナの昔話)  
・かしこもり(アキリスの昔話)ほか  
◇パネルシアター  
・いろはにこんぺいとう ほか  
とき 4月21日(土) 14時~15時  
ところ 町立図書館2階 視聴覚室

町立図書館(旧松岡図書館) ☎61-7117  
町立図書館永平寺館 ☎63-2111  
町立図書館上志比館 ☎64-3170  
開館時間 10時~18時  
※町立図書館のみ火・木曜日は10時~20時

『ムシとあそぼう海野和男のムシシシシ』 海野 和男  
『「コー」は「こ」じゃ』 横浜市安全管理局  
『日本の大切なもの』 PHP研究所  
『方言は気持ちを伝える』 真田 信治  
『人魚のすむ町』 池田 美代子  
『子どもに語る日本の昔話』 1・2・3 稲田 和子  
『鏡の中の秘密の池』 富安 陽子  
『宮本輝』 宮本 輝  
『あさんから生まれたんだよ』 内田 麟太郎  
『はるかぜのホネホネさん』 にしむら あつこ  
『きみのからだのきたないもの学』 キモチわるい編 シルビア・フランゼイ  
『おでんくん あなたの夢はなんですかの巻』 リリー・フランキー



わだ つかさ 和太 君 4歳 (鳴鹿山鹿)  
遊戯王とムシキングが大好き!!  
お兄ちゃんと毎日カードバトルしています☆妹ができたのであそんであげたいな。

わが家のアイドル

まつうら あい 松浦 愛 ちゃん 5歳 (吉波)  
弟思いのやさしいお姉ちゃん。  
でも叱られるとすぐ涙が出ちゃうの。大きくなったらハリピリの先生になるの。



保健通信

お問い合わせ  
松岡保健センター ☎61-0111  
永平寺保健センター ☎63-2868  
上志比保健センター ☎64-3000

4月の予防接種日程

予防接種名	対象者	期間	次回	接種場所
BCG(結核)個別予防接種	平成18年12月1日~12月31日 生まれ及び前期間未接種のお子さん	4月2日(月)~ 4月7日(土)	5月	町内指定 医療機関
三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)個別予防接種	≪1期初回≫ 平成18年11月1日~11月30日 生まれ及び前期間未接種のお子さん ≪1期追加≫ 平成17年4月2日~平成17年11月30日 生まれ及び前期間未接種のお子さん	4月9日(月)~ 4月14日(土)	5月	町内指定 医療機関
麻疹・風しん1期個別予防接種	平成18年3月1日~3月31日 生まれ及び前期間未接種のお子さん ☆又は、2歳未満で「麻疹」「風しん」のどちらも未接種のお子さん ※「麻疹」または、「風しん」のどちらかを接種済み又は、かかったおさんは、必ず各保健センター 保健師までご連絡ください	4月16日(月)~ 4月21日(土)	5月	町内指定 医療機関

★対象者には町から問診票を送付します  
★町から配布されております「予防接種と子供の健康」、あるいは「予防接種手帳」を必ずお読みください  
★予診票は裏面までよく読み、問診内容は自宅ですべて記入してください

4月の育児相談日程

健診・相談内容	対象児	日程	場所	時間
育児相談	平成18年11月、12月 生まれ	4月13日(金)	松岡保健センター	午前9時30分~ 9時50分まで 受付

★対象のお子さんには、受診票を送付しています  
★受診票について、また健診日程についてのお問い合わせは各保健センター 保健師まで

平成19年度 日本脳炎予防接種について

公費負担の定期予防接種として実施している日本脳炎ワクチンについて、現行の日本脳炎ワクチンの使用と重症の急性散在性脳脊髄炎(ADEM)の因果関係が認められたことから、平成17年5月より「積極的勧奨を差し控えるよう」厚生労働省より勧告を受けております。ただし、流行地への渡航など感染する恐れが高いと認められる者など、その保護者が特に希望する場合には、副作用などの説明を聞き、了承し、同意書を記入した上で接種することができます。特に接種を希望する場合は、各保健センターまで、おいでくださいますようお願いいたします。

対象者 1期初回・追加 平成12年4月2日~平成16年4月1日生まれのかた  
2期 平成7年4月2日~平成10年4月1日生まれのかた  
及び90ヶ月未満の未接種者

申込期間 4月9日(月)~4月20日(金)  
(受付時間) 9:00~17:00

申込場所 ・松岡保健センター ・永平寺保健センター  
・上志比保健センター

持参する物 印鑑、母子手帳を申し込み時にご持参ください。  
※申し込み時に副作用などの説明をします。時間がかかりますので余裕を持ってお越しください

ママのためのおしゃべりサロン開催中!

松岡保健センターでは毎週水曜日 10:00から1歳未満のおさんと保育者を対象とした「ママのためのおしゃべりサロン」が行われています。

2月21日は、講師にエアロピクスインストラクター高橋有希子氏を迎えて、ベビー&マザーピクス教室が行われました。

「ママのためのおしゃべりサロン」では、この他に育児相談・身体測定なども行われています。

子育てについての悩みをお持ちのかたはぜひご参加ください。



# くらしの情報

”歩く・聞く・活かす”  
『町長の炬燵たトーク』  
行っています！

町民の皆さんと気軽に話し合える場を設けて、共に考え共に行動することを目的に、町では『炬燵たトーク』を行っています。町内会や団体・グループなど、松本町長と膝を突き合わせて、まちづくりについて熱く語り合ってみませんか？ご希望のかたは、総務課または各支所町民サービス課までご連絡ください。  
お問い合わせ 総務課  
☎61-1111 (内線206)

## 資源ゴミの分別にご協力を お願いします

☆家庭から出る資源ゴミ(缶類)の出し方について  
◎資源ゴミ(缶類)として出せる物  
(アルミ缶・スチール缶・缶詰の缶・ミルクの缶・糊の缶・お菓子の缶など)  
・中身を使い切り、きれいに水洗いしてください  
・ミルク缶などについているプラスチック類ははずしてください  
◎空き缶でも燃えないゴミとして出す物  
・缶のまわりに泥・タバコの吸い殻が入っている物

・ツナ缶など洗っても油や汚れが残らない物  
今後も資源ゴミの分別にご協力を  
お願いいたします。  
お問い合わせ 環境課  
☎61-1111 (内線236)

## 清掃センターのゴミ搬入 受付時間の変更のお知らせ

福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターでは、圏域住民のかたに少しでも利用していただきやすい施設となるようゴミの搬入受け付け時間を4月2日から変更します。  
施設名  
清掃センター  
あわら市笹岡33-3-1  
変更内容  
ゴミ搬入受付時間を30分延長します。  
平日受付 8時30分～17時00分  
第2日曜日粗大ゴミ受付 8時30分～16時30分  
になります。  
お問い合わせ  
福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター  
☎74-11314

## 永平寺町福祉タクシー 利用料金助成事業のご案内

平成19年4月より福祉タクシー利用料金助成事業が実施されましたので、制度のご案内をさせていただきます。  
事業名  
永平寺町福祉タクシー

日時  
毎月第4日曜日(変更される場合もあり)  
13時30分～16時30分

場所  
福井県社会福祉センター  
(福井市光陽2-3-22)

申込方法  
電話・ファックス・ハガキ・e-mailにてお申し込みください。当日、直接参加されても結構です。

申込先み・お問い合わせ  
福井言友会 代表 野村一夫  
電話・ファックス 54-5735  
F 918-8205  
e-mail nomikazu@ks.dion.ne.jp

## 固定資産税台帳縦覧のお知らせ

4月1日から5月31日(ただし、土日・祝日を除く)まで、平成19年度固定資産税台帳の縦覧を永平寺町税務課で実施いたします。  
お問い合わせ 税務課  
☎61-1111

## 平成19年度狂犬病予防注射 および登録について

平成19年度狂犬病予防注射および登録を次の日に行います。  
実施日  
永平寺地区 4月12日(木)  
上志比地区 4月19日(木)  
松岡地区 4月26日(木)  
新しく犬を飼われた場合やまだ登録

対象者  
永平寺町に住所を有するかたで、次のいずれかの手帳の交付を受けているかたが対象となります。※ただし、自ら自動車の運転をするかたおよび施設入所者または、病院に入院中のかたは対象となりません  
・身体障害者手帳保持者で、等級が1級または肢体不自由・視覚障害者の2級以上に該当するかた  
・療育手帳保持者で、その等級がA1・A2に該当するかた  
・精神障害者手帳保持者でその等級が1級・2級に該当するかた

## 助成額

助成額は、乗車1回ごとに小型タクシー基本料金相当額とし、それを超える分は自己負担となります。  
利用者1人につき、月2枚(年間24枚)乗券を交付いたします。  
申請方法  
役場(本庁・各支所)窓口にて、申請してください。

## 永平寺町障害者(児)に対する 通学通所の交通費助成のご案内

平成19年4月より障害者(児)に対する通学通所の交通費助成の対象者の範囲などが一部変更されましたので、お知らせいたします。  
お問い合わせ 福祉保健課  
☎64-2211

事業名  
永平寺町障害者(児)に対する通学通所の交通費助成事業  
助成内容  
県内の養護学校などへの通学または、県内の障害福祉サービス事業所への通所のため、公共交通機関を利用した運賃の1/2を助成します。ただし、就学にかかる奨励費などを受給しているかたについては、その受給額を差し引いた金額に対して適用します。

## 対象者

永平寺町に住所を有するかたで、障害者(身体・知的・精神)手帳のいずれかの手帳の交付を受けているかたが対象となります。※ただし、自ら自動車の運転をするかたおよび施設入所者または、病院に入院中のかたは対象となりません  
申請方法  
役場(本庁・各支所)窓口にて、4月27日までご申請してください。  
申請に必要な物  
・各障害者手帳  
・印鑑  
お問い合わせ 福祉保健課  
☎64-2211

## 吃音でお困りのかたへ むりごぼりがないでー


吃音者(どもる人)の自助グループです。メンバーを募集しています。吃音に関する悩みを共に分かち合い、明るく前向きに生きていくこと、成人吃音者の集まりです。一度お気軽にいらっしやいませんか。

## JICAボランティア 平成19年度春募集について

今、開発途上国ではさまざまな分野において、あなたの技術・知識・豊かな経験が求められています。海の向こうでもうひとつの意義のある人生を見つけてみませんか。  
募集期間  
4月10日(火)～5月25日(金)  
募集職種  
農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、社会福祉、観光・商工、スポーツなど多種  
お問い合わせ  
JICA北陸  
☎076-2333-5931  
JICA福井県国際協力推進員  
☎28-8800  
(財)福井県国際交流協会内


## 優勝おめでとう!! Vスパーク

福井市北体育館などで開催された「第20回福井県ミニバスケットボール新人大会女子の部」において、御陵Vスパークスポーツ少年団(代表高嶋元)が見事優勝しました。団員たちは、準決勝・決勝と快勝、日頃の練習成果を思う存分発揮しました。



## 松岡中学校ソフトボール部北信越大会優勝!!

「第17回北信越中学選抜ソフトボール大会」において、優勝した松岡中学校ソフトボール部(木谷恭子監督)の代表者が役場を訪れ、優勝の報告を行いました。  
また、併せて静岡県で開催される「JOCジュニアオリンピックカップ第3回都道府県対抗全日本中学生ソフトボール大会」に出場する伊藤千陽さん、柿下里沙さん、埼玉県で開催される「FUJI XEROX CUP 2007 第20回都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会」に出場する清川貴仁さん、森愛生さんに伊井助役から激励の言葉が送られました。



## 東山健康運動公園から各レッスン開催のご案内

### 無料レッスンのご案内

対象 18歳以上で健康な方  
申込 レッスン当日の開始時間までに  
トレーニングルームで受付

レッスン名	期間	曜日	時間	定員(人)
ソフトなヨガ	4/2	月	11:00~11:45	35
やさしいエアロ	3		14:00~14:45	30
パンチでシェイプアップ	3/31	火	19:00~19:45	30
脂肪燃焼エクササイズ	4/3		11:00~11:45	30
メタボリック改善体操	3/25	水	14:00~14:45	30
やさしいエアロ			19:00~19:45	30
かんたんエアロ	4/4	木	11:00~11:45	30
ホットなエアロ	3/26		14:00~14:45	30
脂肪燃焼エクササイズ	4/5	金	19:00~19:45	30
ピラティスヨガ			11:00~11:45	35
ヨガ	3/27	土	13:30~15:00	35
かんたんエアロ			19:00~19:45	30
メタボリック改善体操	4/6	日	11:00~11:45	30
フラダンス			13:30~15:00	25
ホットなヨガ	3/28	月	19:00~19:45	35
ストレス発散エアロ			11:00~11:45	30
太極拳	3/29	火	13:30~15:00	30
ピラティスヨガ			19:00~19:45	35
パンチでシェイプアップ	4/1	水	11:00~11:45	30
ストレス発散エアロ			3/30	14:00~14:45

※受講料は無料ですが、入館料500円が必要です

### 有料レッスンのご案内【前期教室5/7~7/9】

対象 18歳以上で健康な方  
申込 4月12日(木)から窓口受付  
受講料を添えてお申し込みください。(定員  
になり次第締め切ります)

レッスン名	期間	曜日	時間	定員(人)
フラダンス	5/7~7/9	月	14:30~15:45	25
水中ウォーキング1	5/8~7/3	火	13:30~14:45	30
パッチワーク	5/9~7/4	水	10:30~12:00	15
アクアビクス			10:30~11:45	40
水泳教室(初級)B			19:00~20:15	20
水泳教室(中級)B	5/10~6/28	木	19:00~20:15	20
アクアでシェイプ			13:30~14:45	30
はじめてクロールB	5/11~6/29	金	19:00~20:15	15
水泳教室(初級)A			10:30~11:45	20
水泳教室(中級)A-1			10:30~11:45	20
水泳教室(中級)A-2	5/12~6/30	土	10:30~11:45	20
水中ウォーキング2			13:30~14:45	30
水中減量体操	5/13~7/1	日	19:00~20:15	40
はじめてクロールA			10:30~11:45	15
水泳教室(中級)A			10:30~11:45	20

※5月21日(月)及び6月18日(月)~20日(水)は休講  
※受講料は1講座につき4,000円  
※回数は1講座全8回

お問い合わせ 東山健康運動公園 ☎54-9190

## 消火器は初期消火のNo.1です!

「消火器」は、皆さんにとって最も身近な防災機器であり、住宅防火などに重要な「初期消火」の役割を担っています。台所での天ぷら火災など初期の段階での発見であれば、消火器での初期消火で延焼を止められ、自分の命・大切な命・また大切な財産を守ることができます。消火器には「一般用消火器」と「住宅用消火器」があり、住宅用消火器は住宅火災に適した消火器として開発された蓄圧式の消火器で、小型で誰にでも簡単に操作できます。住宅にはどちらの消火器を設置してもOKです。



### 「一般用消火器」と「住宅用消火器」の操作の要領は、ほとんど同じです

- ①黄色の安全栓を引く
- ②ホース（一般用消火器）または、ノズル（住宅用消火器）を火元に向ける
- ③レバーを強く握る



※悪質な訪問販売が後を絶っておりません。消防署では消火器の販売は一切しておりません。少しでも「あやしい…」と思ったら、勇気を持ってキッパリ断り、すぐに消防署まで連絡してください!!

火災・救急・救助は119

お問い合わせ 永平寺町消防本部 ☎61-0179

ケーブルテレビ  
行政チャンネル(1CH)  
にて災害情報を  
発信します

5月1日(予定)からケーブルテレビ行政チャンネル(1CH)にて火災などの災害情報を発信します。1CHの画面下部にテロップで発生場所・災害の種類などを掲載します。

## リュウピーネット登録会員募集中

県警のリュウピーネットに登録して安全情報を入手しませんか。

### ★登録の方法

- 一般登録(下記登録窓口にアクセスし登録)
  - ・パソコン用 <https://www.fukuikenkei.jp/>
  - ・携帯電話用 <https://www.fukuikenkei.jp/i/>
- ※携帯電話からの登録方法など



QRコード対応の携帯電話で読み取ることができます。

福井県の携帯サイト⇒県からのお知らせ⇒募集⇒リュウピーネット登録窓口⇒登録メールの受信時には、数円程度の料金を負担していただくことになります。

### ★身近に役立つ安全情報

平成18年中、18歳未満の子どもに対する声かけ事案は180件認知し、特に中高生を対象とした事案が激増しています。

子どもさんの被害防止や地域での自主防犯活動に役立てていただくために、警察から「地域における安全情報」をメールで提供しています。

### ★お届けする情報

犯罪情報・子どもを犯罪から守る情報・交通安全情報・振り込め詐欺情報・地域安全情報など

お問い合わせ 福井県警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室 ☎22-2880(内線3036)

## 『ふくe-ねっと』電子申請・施設予約サービス開始

県と県内全市町が共同で電子申請・施設予約サービスの運用を開始しました。各種申請や届出などができる「電子申請サービス」と公共施設の空き情報の検索や施設の予約ができる「施設予約サービス」が利用できます。施設予約サービスについては携帯電話からも利用できます(ご利用にあたっては、IDとパスワードを取得する必要があります)。ご利用は「ふくe-ねっと」サイトからどうぞ!!

＜電子申請・施設予約窓口＞ <http://www.shinsei.e-fukui.lg.jp>

＜携帯サイト＞ [https://www.shinsei.e-fukui.lg.jp/reserve\\_i/im-0.asp](https://www.shinsei.e-fukui.lg.jp/reserve_i/im-0.asp)

◎電子申請サービスについて、永平寺町では次の申請・届出や様式のダウンロードが可能です。

申請が可能なもの

- ・乳幼児医療費助成申請
- ・児童手当申請
- ・児童手当内容変更届
- ・住民票の写し交付申請
- ・職員採用試験申請
- ・軽自動車税(継続検査用)納税証明交付申請書

様式ダウンロードが可能なもの

- ・妊娠届
- ・乳幼児医療費助成消滅届
- ・乳幼児医療費助成再交付申請
- ・乳幼児医療費助成内容変更届
- ・要介護・要支援認定申請(新規・更新)
- ・介護保険被保険者証再交付申請
- ・犬の変更届・犬の死亡届
- ・出生育児一時金申請(国保)
- ・国民健康保険被保険者証再交付申請

◎施設予約サービスについて、永平寺町では施設の空き状況の照会や施設紹介がご覧いただけます。予約については、ただ今調整中です。

サービスデスクが開設されています。疑問点や不明な点は下記へお問い合わせください。

「ふくe-ねっと」サービスデスク 【TEL】20-2022 【FAX】23-1036 【E-Mail】help@fukui-e.net

お問い合わせ 情報化推進室 ☎63-3111

## 毎週火曜日 窓口サービス時間を延長しました。

町では行政サービスの向上を図るため、平成19年4月3日より毎週火曜日、本庁において19時まで窓口業務の延長を開始しました。

仕事などの都合により来庁できないかたは、是非ご利用ください。

### サービス業務内容（証明書発行業務のみ）

- 戸籍の証明（従来の戸籍謄本、抄本）  
住民票、印鑑証明書（登録事務はできません）  
住民記載事項証明書
- 資産証明書、所得証明書、納税証明書

### 実施窓口

永平寺町役場（本庁）住民生活課・税務課



お問い合わせ ☎61-1111

### 加入の種別

職業	自営業 学生 など	会社員 公務員など	専業主婦など会社員公務員などに扶養されている配偶者
年齢	20歳以上 60歳未満	65歳未満	20歳以上 60歳未満
種別	第1号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者
加入の届出	役場	勤務先が社会 保険事務所に 届け出ます	配偶者の勤務 先が社会保険 事務所に届け 出ます

お問い合わせ 住民生活課年金係  
☎61-1111 内線247

### 労働力調査にご協力を

総務省統計局と福井県では、毎月、労働力調査を実施しています。この調査は我が国の失業率や雇用の実態を明らかにする重要な統計調査です。  
調査対象に選択された皆さまのお宅に調査員が伺った際にはご協力をお願いいたします。  
※個人情報保護法に基づき、「かたり調査」にご注意ください。

総務省統計局・福井県

## 平成19年4月より在宅育児サポート事業がはじまります。

- Q1 在宅育児サポート事業ってなに？  
A1 幼稚園や幼稚園に入園していない、就学前のお子さんを一時的にお預かりする一時保育が、お子さん1人につき、5回まで無料で利用できます。
- Q2 どんな時に利用できるの？  
A2 家庭における育児が一時的に困難になり、緊急、一時的に保育が必要となる児童（例：保護者の冠婚葬祭・災害・事故・介護・養育者に疾病や心理的、肉体的負担の解消など）
- Q3 申し込みはどのようにすればいいの？  
A3 まず、一時保育登録（1年間）をしてください。登録後、当該年度5回分の無料利用券を発行します。利用する日がきまったら、利用申請書を提出していただきます。（受入人数により利用できない時もあります）
- Q4 5回以上利用したいのですが？  
A4 6回目以降は、通常の一時保育の利用料がかかります。1日2000円、半日1000円。ただし、同一家族で第3子以降3歳未満児は回数に関係なく無料です。
- Q5 利用できる施設はどこ？  
A5 松岡東幼稚園、まつおか園（松岡幼稚園内）です。
- Q6 お申し込み・お問い合わせは？  
A6 子育て支援課（松岡公民館内）  
☎61-17250まで

## 70歳未満のかたの高額療養費の支給方法が一部変わりました

長期にわたる入院や、重い病気などで、医療費の患者負担分が高額になった時に、定められた金額（自己負担限度額）を超えた分は、申請により払い戻されます。

平成19年4月1日からは、70歳未満のかたが入院した時の病院の窓口での支払いは、申請することで自己負担限度額までの支払いにすること（限度額適用）ができます。

例）自己負担の区分が一般の被保険者のかたが入院して医療費の総額が100万円かかり、自己負担額を3割の30万円支払ったとします。（食事療養費などは除く）

この場合、自己負担限度額は87,430円になります。  
80,100 + (1,000,000 - 267,000) × 0.01 = 87,430円（右記表参照）

### ●平成19年3月31日までは

1. 病院の窓口で自己負担分300,000円を支払う。
2. 後日、領収書を添付して高額療養費の支給申請をする。
3. 2～3ヶ月後\*に、212,570円（300,000円 - 87,430円）が支給される。  
このように、20万円程度のお金をしばらくの間用立てておく必要があります。  
※医療機関から町に送られてくる診療報酬明細（レセプト）を審査して事務処理を行います。審査に時間がかかる場合は、さらに支給が遅れることがあります

### ●平成19年4月1日からは

1. あらかじめ限度額適用の認定証の交付を申請し、所得区分に応じた認定証を受領する。
2. 病院の窓口で限度額適用認定証を提示し、支払いの際に適用を受ける。  
この場合、自己負担限度額の87,430円を医療機関に支払うこととなります。  
高額療養費相当額は、町が医療機関に直接支払いますので、用立てるお金が少なく済みます。  
ただし、外来での支払いや、複数の医療機関での支払いを合算して限度額を超えた場合は、これまでどおり、後日申請していただくこととなります。

### 自己負担限度額

所得区分		自己負担限度額（月の初日から末日までの1ヶ月単位）
住民税課税世帯	上位所得者 ※注1	150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 0.01 年4回目からは83,400円になります。
	一般	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 0.01 年4回目からは44,400円になります。
住民税非課税世帯等 ※注2		35,400円 年4回目からは24,600円になります。

※注1 上位所得者となるのは、基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯のかたです

※注2 住民税非課税世帯等のかたは「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示していただくと、入院時の食事負担が少なく済みます。入院時の食事代や差額ベッド代などの健康保険がきかない費用については高額療養費の支給対象にはなりません

### 《その他のポイント》

1. 70歳未満の場合、同じ月に一つの医療機関での自己負担額が21,000円を超えた分が、高額療養費算定にかかる合算対象になります。  
つまり、21,000円以下の支払い分を合計して限度額を超えていても、高額療養費の支給対象にはなりません。
2. 70歳以上の場合、同じ月に支払った医療機関での自己負担額が、限度額を超えていれば高額療養の支給対象になります。
3. 70歳以上の場合、一つの医療機関における入院にかかる高額療養費についてはすでに限度額適用となっています。

お問い合わせ 住民生活課  
☎61-1111 内線247

